

海区漁場計画（変更素案）に関する意見募集

■ 意見募集の趣旨

県では、区画漁業権及び定置漁業権の途中免許を行うため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 62 条に基づく海区漁場計画の変更を予定していることから、同法第 64 条第 1 項の規定により岩手海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴収するため、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 22 条第 1 項に基づき意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を公表します。

■ 意見募集の対象

海区漁場計画（変更素案）

公示番号	変更の概要（別紙変更素案の下線部分）
一区第 222 号	区画漁場の区域拡大
定第 204 号	放棄が予定されている定置漁場の存続期間終期変更
定第 206 号	放棄された定置漁場の削除
定第 211 号	定置漁場の区域移動
定第 214 号	放棄が予定されている定置漁場（定第 204 号）の再計画
定第 215 号	放棄された定置漁場（定第 206 号）の再計画

■ 資料の閲覧場所及び入手方法

閲覧場所：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県庁県民室、
県立図書館

資料入手：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター

※ ホームページからも閲覧、入手可能です。

■ 意見募集の期間と提出方法

- 募集期間 令和 7 年 9 月 24 日（水） ～ 令和 7 年 10 月 24 日（金）＜必着＞
- 提出方法
 - ・ 郵送（手紙、ハガキ）、ファクス、電子メールにより、下記のあて先にお送りください。
 - ・ 御意見には、「住所」「名前」を必ず御記入ください。
 - ・ 利害関係人として意見する場合は、漁業法施行規則第 22 条第 2 項の規定に従い、必ず当該事案について利害関係のあることを疎明してください。
 - ・ 様式は自由ですが、「記入用紙」を参考までに用意しておりますので、御活用ください。

■ 御意見等の提出先

- 郵送の場合 〒020-8570 岩手県農林水産部水産振興課
(郵便番号のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です)
 - ファクスの場合 019-629-5824
 - 電子メールの場合 E-mail アドレス：af0013@pref.iwate.jp
- ※電話による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

■ 意見の取扱い

- 提出いただいた御意見については、海区漁場計画（変更案）を作成する際の参考とさせていただきます。
- 漁業法第 64 条第 2 項の規定により、提出いただいた御意見については、検討を加えた上で県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮したうえで結果を公表します。なお、類似している御意見は、集約させていただきます。
- 御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- お知らせいただいた個人情報については、このパブリック・コメントの募集の事務にのみ使用し、第三者に提供することはありません。